

# 著作権法31条と35条との違いについて

南亮一(国立国会図書館)

# 1 複製の主体

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | <p>授業を担当する者又は受ける者</p> <p>* <u>事務職員等の教育支援者及び補助者ら</u>が、校内の設備を用いるなど学校の管理が及ぶ形で行う場合も含まれる。</p>   |
| 31条 | <p>図書館 (<u>学校図書館は含まれず</u>)</p> <p>* 司書等が行うのが原則だが、<u>司書等が著作権チェックを行うことを条件に</u>利用者がコピーすることも認められている。</p> <p>→仮に学校図書館が対象となったとすると、学校図書館職員による著作権チェックが必要となる？</p> |

# 1 複製の主体

【補足】31条の「司書等」とは？

著作権法施行令1条の3では、「図書館法... 第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員」の配置を求めている。

→「相当する職員」とは？（著作権法施行規則1条の3）

# 1 複製の主体

【補足】「司書等」とは？ →司書教諭、学校司書は含まれない。

著作権法施行規則1条の3

- ・司書資格保有者
- ・司書補資格保有者で4年以上図書館業務に従事
- ・国家公務員採用試験(図書館学)合格者
- ・大学等卒業者で1年以上図書館業務従事者で著作権講習修了者
- ・高校等卒業者等で4年以上図書館業務従事者で著作権講習修了者

## 2 複製物の使用目的

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | <p><b>授業</b>の過程での使用に供する目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 特別活動(学級活動、HR活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他)や部活動、課外補習授業、教育センター等における教員に対する教育活動、教員免許状更新講習等も含まれる。</li><li>* 履修者等による予習、復習も含まれる。</li><li>* 授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製等も含まれる。</li></ul> |
| 31条 | <p>利用者の調査研究に供する目的</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 教員や児童生徒による<u>自主的な(授業とは無関係の)</u>調査研究のためのコピーが含まれるとみられる。</li></ul>  |

### 3 コピーできる資料

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | 特に限定なし<br>* もちろん <u>他館借受資料</u> でもウェブサイトでもOK。   |
| 31条 | その図書館の <u>所蔵</u> 資料<br>* ガイドラインにより他館借受資料も認められている。<br>* <u>ウェブサイト</u> は「所蔵資料」ではないので <u>含まない</u> 。 |

## 4 コピーできる範囲

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | <p>小部分(具体の範囲は検討中)。<br/>ただし、以下のものは全部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・俳句等の短文の言語の著作物</li><li>・新聞に掲載された記事等</li><li>・写真・絵画(絵本を除く)・彫刻等</li><li>・地図・学術的な性質を有する図面・図表等</li></ul> |
| 31条 | <ul style="list-style-type: none"><li>・発行後相当期間を経過した(≡最新号でない)定期刊行物に掲載された著作物(≡記事論文)→全部</li><li>・それ以外→一部分(≡半分)</li></ul>  |

## 5 コピーできる部数

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | 授業に必要な部数<br>・クラス単位や授業単位<br>・授業参観・研究授業の参加者の部数も含む。 |
| 31条 | 一人につき一部  |



## 6 行える利用行為

| 条   | 違い   |
|-----|--|
| 35条 | <p>複製、公の伝達、公衆送信<br/>(受講者への送信や受講者のみアクセスできるクラウドサーバへのアップロードなど)</p> <p>* 公衆送信の場合は補償金の支払いが必要。</p> |
| 31条 | <p>複製のみ</p> <p>* 補償金の支払いを条件としての送信について追加できないか検討中。</p>   |

# 7 その他

| 行為／条                                       | 31条 | 35条 |
|--|-----|-----|
| 保存のための複製<br>(デジタル化を含む)                     | ○   | ×   |
| 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスによるデジタルデータの受信・複製 | ○   | ×   |